

平成28年4月22日

**「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ」  
の開催について**

**1. 趣 旨**

公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（以下「検討会」という。）において公益通報者保護制度の実効性向上のための方向性について検討が重ねられ、平成28年3月、その結果が第1次報告書として取りまとめられた。

同報告書においては、民間事業者及び行政機関の取組の促進に向けた今後の方向性が示されるとともに、公益通報者保護法における公益通報者保護の要件・効果等の法改正に当たって検討すべき事項が整理され、この検討事項については、法律の分野における学識経験者及び実務専門家による検討を引き続き行うものとされている。

このため、公益通報者保護法の改正に当たっての検討事項について更に検討を加えるため、検討会の下にワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。

**2. 主な検討項目**

- ・ 通報者の範囲
- ・ 不利益取扱禁止違反への刑事罰及び行政措置
- ・ 事業者外部への通報の要件
- ・ 内部資料の持出しに係る責任の減免
- ・ 通報対象事実への関与に係る責任の減免
- ・ 通報と不利益取扱いとの因果関係の推定
- ・ 通報対象事実の範囲
- ・ 通報に係る秘密の保持

**3. スケジュール**

WGを月1、2回程度開催し、平成28年夏頃を目途に検討結果を取りまとめる。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課（担当：佐藤、中野）

TEL：03（3507）8800（内線2105、2119）